

## 課題：歴史的変換点における建設活動と社会規範のかかわりに関する文献調査・研究

### 1. 調査・研究の背景・目的・組織

#### 1.1 調査・研究の背景

我々が活動している社会には「建設関連法体系」があり、「建築生産界による建設活動」がある。そして、それらは、元来、自由に行われてきた建設活動に、秩序維持のために規制がかけられ、一方で、科学・技術の発展、分業化の進展の下で「慣行・標準があることが都合がよい、合理的、効率的」などのことから、「技術規範、社会規範」その体系化としての「建設関連法体系」が用意された。

その整備された「技術規範、社会規範」その体系化としての「建設関連法体系」ではあるが、近年では、景観問題、建設事故、施工不良、耐震偽装事件など建設活動と社会規範、端的には建築関連法体系との不整合、ひいては建築生産システムの脆弱性の露呈を疑わせるような出来事が頻発するようになった。

その調査・研究活動の中間的な知見として、「建築生産の実態」と「関係社会規範」の間には強い関係が存在し、「建築生産の実態」が変化していく中で、その影響を受けて「関係社会規範」が変化する場合と、「関係社会規範」の変化／変更が「建築生産の実態」に影響を及ぼし、変化する場合があること、さらに中長期的に見れば、その変化には大きな変換点とも呼ぶべきものが存在することがわかった。

その知見をより確実なもの、実証するために、さらに深く文献、既存資料を発掘・収集し、検討・分析することにした。その過程で、古川修文庫、橋本文庫と称せられる中に貴重な資料が保管されていることもわかってきた。しかし、それらの資料は未整理であったり、公開の是非を慎重に吟味しなければならないものもある。

#### 1.2 調査・研究の目的

本調査・研究の目的は以下の2つ。

1つは、建築生産実務における歴史的変換点とも呼ぶべき、実務体制や関係社会規範の変化の時点を取りあげ、その時点前後における建設活動と社会規範それぞれの変遷、ならびに両者のかかわりに関して文献、インタビュー等を通して実証的に研究する。

2つめは、「古川修文庫」「橋本文庫」等に秘蔵されているが、十分には公開されていない資料、文献等公開できるように資料整備を行うこと。

#### 1.3 調査・研究の体制

調査・研究実施者 古阪 秀三（京都大学）

共同調査・研究者 平野 吉信（広島大学）、

共同調査・研究者 浦江 真人（東洋大学）

共同調査・研究者 西野加奈子（建築・住宅国際機構）、共同調査・研究者 西野佐弥香（武庫川女子大学）

調査・研究協力者 羽田野将生（三菱地所設計）、

調査・研究協力者 徳田 顕（学習塾・主宰）

### 2. 調査・研究の内容

概要編では、建築生産の「歴史的変換点」に絞って変容過程の概略を記述する。

#### 2.1 国の官庁営繕組織業務の外部的

官庁営繕組織が自ら設計、工事監督を実施していた「自主設計・監理方式」では、個人的な能力によることが多く、また、それは当時の事業量として不都合でなかった。しかし、事業量の増加に伴い、業務の省力化が要求されるようになり、昭和30年代に、それまでの常駐型監督から巡回型監督への変化を強いられる。担当する事業件数の増大により、更なる業務の能率化と懸念される建築物の品質低下に対応するため、昭和38年の「巡回監督要領」により、抽出検査の原則化や施工者の自主施工の推進等、制度等で示されるより早い段階での対応がなされている。昭和40年には、実施設計の一部が外注され、筑波事業の始動とともに、実施設計の外注化は一般化されていく。同時期に、様々な基準・標準類の整備が精力的に進められる。自身の業務の省力化だけでなく、適用基準または工事監督の一部を代行する場合のツールとして外注先に貸与・提供し、外注した業務の質確保を図っていた。平成に入ると、基本設計、実施設計、工事監理業務が一括して外注される方式が採用される。また、

品質を証明する資料や技量を証明する資料、記録や報告書などの監督職員への提出が規定されるようになり、監督職員の業務が、実施的な行為ではなく、その成果などを示す資料により確認を行う体制が主となってきた。より一層の品質確保のため導入された第三者監理方式は平成 22 年に外注先の管理技術者を建築基準法上の工事監理者とするより第三者性の高い方式が規定化された。

このように、官庁営繕組織は「つくる体制」から「買う体制」へと移行してきたが、その過程には、自身が整備してきた基準・標準類を進行する外注化に対して有効に活用することで、外注先への関与の程度を最小限度とすることで、「買う体制」として、建築物の所要すべき品質を示し、その出来形を検査することに関し、合理的なしくみを構成させてきたのである。しかし、行き過ぎた「買う体制」の整備による建築技術力を保有する必要性など、建築業界の先導的、指導的な役割を持つ官庁営繕組織にとって、最適であるかの是非を問う声はあり、業務機能の外部化の一方で、失ったものをどう扱うか、再検討する必要があると思われる。

## 2.2 指導監督型監理から自主管理確認型監理への移行

「指導監督型」から「自主管理確認型」への移行の本質は、プロジェクト運営の核心となる「何をつくるか」「どのような出来上がりを目指すか」についての立案と意思決定について、「指導監督型」における設計・監理側による「一元」的体制から、「自主管理確認」型における何らかの部分についての施工者側の参画を得た「多元」的又は「協働」型体制へと変わったことにあると思われる。

この「多元的・協働型」体制によるプロジェクト運営が適切に進められる条件として考えられることは、

- ① 何をつくるか、及びその出来上がり（品質）についての「目標」が、発注者と設計・監理者のみならず、施工者側でも「共有」されること
- ② 施工者側の「自主管理」（工事内容の計画・品質の計画そしてそれらの実行）の「信頼性」、即ち実現する能力とその保証の信頼性が的確に評価できること

である。前者①に関しては、施工者側が「自主管理」の内容を立案・計画する場合、その理解する「目標」が、先行した発注者又は設計・監理者のそれと異なるのならば、そもそもプロジェクト目的の一貫した適切な実現は期し難い。後者②に関しては、品質等の実現のどの程度の部分を施工者の「自主管理」に委ねることが可能かつ妥当か、「協働」として目標を達成するための発注・監理側の必要な介入はどの程度の内容かを、プロジェクトのマネジメント上明確にする必要があるし、十分な体制が採られているかどうかを、建築主を含めた対外的に「保証」可能とする上でも重要な条件である。

なお、このような課題と密接に関係するもう一つの問題として、法で定める「工事監理」と、実務実態及び契約上の役割として遂行されている「監理」という2つの概念のズレ・食い違いについて指摘しておきたい。

## 3. 調査・研究の成果

本調査・研究の成果は以下の4点である。

- ①歴史的変換点の2点について、多面的な視点（分野横断的視点）から変化を吟味することによって、より実態に則した理解が得られた。
- ②他に予想される歴史的変換点についても、日本建築学会の「建築生産の実態と関係社会規範検討WG」と連携することによって横断的理解ができる調査・研究の新しい方法論が提示できた。
- ③これらの視点、研究方法をうまく展開することができれば、現在議論が展開されている「建築基本法の是非」、「建築法体系勉強会で協議すべきこと」等に資するデータ、考え方を提供することができる可能性がある。
- ④今後の建築生産分野の研究に、貴重な資料、文献等を提供することができるようになった。

**謝辞：**本調査・研究は以下の方々・組織のご協力により実施することができた。記して謝意を表したい。まず、個人秘蔵の貴重な資料を提供していただいた橋本喬行氏、また、橋本文庫貸し出しに協力していただいた日本建築家協会、連携して研究に取り組んでいただいた日本建築学会・「建築生産の実態と関係社会規範検討WG」。